

相馬市告示第8号

相馬市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年相馬市条例第16号）第3条の規定に基づき次に掲げる公の施設について、指定管理者を指定したので、同条第7条の規定により告示する。

令和8年1月22日

相馬市長 阿部 勝弘

1 施設の名称

相馬市川原町児童センター及び相馬市川原町児童センター放課後児童クラブ

2 指定管理者となる団体等

相馬市中村字川原町50番地

社会福祉法人 報徳会

理事長 永井 千昭

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで